

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	林野庁
	☒ 県	担当部局	林務部
	☒ その他	名 称	（国研）森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人 長野県林業公社
件名	6 分収造林契約地の契約満了時における住民等の負担軽減について		
提案市	伊那市		
提案要旨	昭和30年代頃に国や県等と契約された分収造林契約が今後契約満了を迎えてくるが、伐期を迎えた森林を再造林、管理していくことは契約者に多額の負担が必要となり、伐期を迎えた森林の整備が進まないため、契約内容の変更等による契約者の負担軽減を要望する。		
提案理由	分収造林契約は、契約地の伐採を行い収益を持分割合で分収することが原則であるが、木材価格や搬出経費等の現場条件等により、伐採後の再造林経費の捻出が困難で、契約満了時に契約相手方の持ち分を買い取る方法がほとんどとなっている。この場合、生産森林組合や地域の組合、集落等で契約している者にとっては多額の費用が必要となるため、大きな負担になっている。 先人が将来のために行った契約だが、後の世代は契約内容を知らない地権者がほとんどであり、高齢化が進む集落では、さらに深刻である。 契約者の負担を減らし契約満了後の森林整備を進めるためにも、契約にある持分割合の変更や買取価格の軽減を要望する。		
現況及び課題等	当市内には、現在、国（林野庁）5個所、県12個所、森林整備センター33個所、県林業公社51個所の契約地があり、その内の75%が市以外の生産森林組合や地域の組合、集落等になっており、最近それらの団体から費用面についての相談が出てきている。市議会でも市民の負担軽減について一般質問があった。		
関係法令	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号） 公有林野等官行造林法（昭和36年に廃止されたが、それ以前の契約については同法の効力を有する）		